

## 社会福祉法人ラポール 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ラポール（以下当法人という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員解任・選任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定める事とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬は支給するが、賞与及び退職手当を支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合に報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 法人業務を行う場合に別表2のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
  - ① 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償  
1 kmにつき37円
  - ② 監事が、監査を実施した場合の費用弁償  
1 kmにつき37円

### (理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

### (非常勤役員等の報酬額の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める
- (2) 非常勤役員等が職務の為出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月月末とする。但し、その日が休日に当たるときは、職員給与第3条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通りの端数を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定を以て、社会福祉法第59条の2第3項に定め報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、定めることとする。

## 附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日より適用する
- 1 この規程は、平成19年5月1日より改正する
- 1 この規程は、平成28年4月1日より改正する
- 1 この規程は、平成29年4月1日より改正する

別表第1（理事長の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 50,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額	費用弁償
評議員会への出席	10,000円	1kmにつき 37円
上記の他法人及び施設業務のための出勤	10,000円	1kmにつき 37円

（2）理事

	日額	費用弁償
理事会等への出席	10,000円	1kmにつき 37円
上記の他法人業務及び施設業務のための出勤	10,000円	1kmにつき 37円

（3）監事

	日額	費用弁償
監事監査等への出席	10,000円	1kmにつき 37円
上記の他法人及び施設業務のための出勤	10,000円	1kmにつき 37円

（4）評議員選任・解任委員会

	日額	費用弁償
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円	1kmにつき 37円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	1kmにつき 37円